

春日小学校PTA慶弔規程

(祝金)

第1条 祝金は、教職員結婚金5,000円相当の金券類とする。

(弔慰金)

第2条 弔慰金は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会員死亡香典5,000円及び供花
- (2) 児童死亡香典5,000円及び供花
- (3) 教職員死亡香典5,000円及び供花
- (4) 教職員家族死亡（配偶者、子、実父母）香典3,000円及び供花

2 上記供花代は10,000円程度を基本とし、金額を大幅に超える場合は事情をかんがみ、本部役員で都度協議する。

(その他)

第3条 本規程に記載の無い事項は、本部役員で都度協議する。

(改正)

第4条 本規程において実務上の不備が発生した場合には、本会本部役員会及び運営委員会において協議、検討し、運営委員会において2分の1以上の委員の出席のもと、その過半数以上の賛成により改正することができる。

2 前項の改正を行った場合は、総会資料又は通知などの方法をもって、速やかに会員へ周知するものとする。

附則

本規程は、平成31年2月26日から実施し、適用する。

附則

(実施期日)

1 本規程は、第4条第1項に基づく承認を受けた日から実施し、適用する。

(経過措置)

2 令和2年4月1日までの間は、第4条第1項中「本部役員会」を「執行部会」に、「運営委員会」を「実行委員会」に読み替える。